

独立行政法人住宅金融支援機構が行う証券化支援事業を活用した民間金融機関の住宅ローン（既存住宅）並びにリ・ユース住宅購入資金貸付け及びリフォームローンに係る建築士事務所及び建築士の登録に関する規程

（平成26年10月 1 日施行）

（目的）

第1条 この規程は、独立行政法人住宅金融支援機構（以下「機構」という。）が行う証券化支援事業を活用した民間金融機関の住宅ローン（既存住宅）並びに機構が行うリ・ユース住宅購入資金貸付け及びリフォームローンに係る適合証明業務（以下「適合証明業務」という。）を行うことを業としようとする建築士事務所、当該建築士事務所の開設者及び建築士の登録の実施に関する手続等を定め、登録制度の円滑な運営に資することを目的とする。

（用語の定義）

- 第1条の2 この規程で「登録機関」とは、一般社団法人日本建築士事務所協会連合会及び公益社団法人日本建築士会連合会をいう。
- 2 この規程で「法」とは、建築士法（昭和25年法律第202号）をいう。
- 3 この規程で「登録申請者」とは、第2条第1項又は第3項の規定により建築士事務所及び当該建築士事務所に所属する建築士について登録を受けようとする建築士事務所の開設者をいう。
- 4 この規程で「申請書」とは、登録申請書（別記様式第1号）をいう。
- 5 この規程で「登録窓口」とは、登録機関が登録事務を委託した機関をいう。
- 6 この規程で「確認書」とは、別に定める機構あての適合証明業務に関する確認書をいう。
- 7 この規程で「個人情報等」とは、個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第1項に規定するもの。）及び秘密情報をいう。
- 8 この規程で「登録開設者」とは、第5条第2項の規定により登録証明書の交付を受けた登録申請者をいう。
- 9 この規程で「適合証明技術者」とは、第5条第2項の規定により登録証明書の登録を受けた建築士事務所に所属する建築士をいう。
- 10 この規程で「実施細則等」とは、機構が別に定める適合証明業務実施細則（適合証明技術者実務手引をいう。）及び機構から指示があった場合の当該指示をいう。
- 11 この規程で「登録取消し等」とは、登録の取消し、業務停止又は文書による戒告をいう。
- 12 この規程で「適合証明業務システム」とは、実施細則等に定める適合証明業務システムのことをいう。

（建築士及び建築士事務所等の責務）

第1条の3 建築士事務所、当該建築士事務所の登録開設者及び適合証明技術者（以下三者併せて「建築士事務所等」という。）のいずれか又は全ては、この規程に定められた適合証明業務が適正に遂行されることに関して、登録機関に対するほか機構に対しても直接の義務を負うものとする。なお、当該建築士事務所の登録開設者に変更があった場合は、変更のあった日から変更後の登録開設者が直接の義務を負うものとする。ただし、個々の規定の性質上、登録機関と建築士、建築士事務所又は登録開設者の三者のいずれか又は全てにおいてのみ規律されるべきものはこの限りではない。

（登録）

- 第2条 一級建築士事務所、二級建築士事務所又は木造建築士事務所は、適合証明業務を行うことを業としようとするときは、その建築士事務所及び建築士事務所に所属する建築士について、この規程の定めるところにより、登録機関に登録を受けなければならない。
- 2 前項の登録は、2年を超えない範囲で別に定める期間有効とする。
- 3 第1項の登録の有効期間の満了後、引き続き同項に掲げる適合証明業務を行うことを業としようとする者は、その建築士事務所及び建築士事務所に所属する建築士について更新の登録を受けなければならない。

- 4 第1項の登録を受けた全ての二級建築士及び同項の登録を受けた二級建築士事務所に所属する一級建築士においては、地上階数3以上の共同建ての住宅（以下この条において「マンション」という。）に係る適合証明業務に関して法第3条の2及び第3条の3に定めるものに限り行うことができる。また、第1項の登録を受けた全ての木造建築士及び同項の登録を受けた木造建築士事務所に所属する建築士においては、マンションに係る適合証明業務を行うことができない。

（登録の申請）

第3条 登録申請者は、次に掲げる事項を記載した申請書に法第23条の3第1項の規定による建築士事務所が登録を受けていることを証明する書類の写し及び登録を受けようとする建築士の法第5条第2項の規定による免許証の写しと当該建築士の写真を添付して、当該建築士事務所が所在する都道府県にある登録窓口へ提出しなければならない。

- 一 建築士事務所の名称、所在地及び連絡先
 - 二 登録申請者が個人である場合はその氏名、法人である場合はその名称及び代表者の氏名
 - 三 一級建築士事務所、二級建築士事務所又は木造建築士事務所の別
 - 四 法第23条の3第1項に規定する登録年月日及び登録番号
 - 五 登録を受けようとする建築士の氏名
 - 六 登録を受けようとする建築士の一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別
 - 七 登録を受けようとする建築士の法施行規則第3条第1号に規定する登録番号及び登録年月日
- 2 登録申請者は、前項の規定による登録の申請を行うときは、別に定める登録料を登録窓口へ納入しなければならない。
- 3 登録申請者は、第1項の規定による登録の申請を行うときは、確認書を提出しなければならない。

（講習会の受講）

- 第4条 登録機関は、適合証明業務の適確な実施とこの登録制度の趣旨等の周知及び徹底を図り、かつ、適合証明業務において知り得た個人情報等の適切な取扱いを周知及び徹底するための講習会（以下「講習会」という。）を適宜必要な時期に実施するものとする。
- 2 登録申請者は、前条第1項第5号の規定により申請書に記載された建築士に、講習会を受講させなければならない。

（登録の実施）

- 第5条 登録機関は、第3条第1項の規定による登録の申請があった場合においては、第6条の規定により登録を拒否する場合を除くほか、第3条第1項第5号の規定により申請書に記載された建築士の講習会の受講の有無を確認した後、遅滞なく第3条第1項各号に掲げる事項並びに登録年月日及び登録番号を登録台帳に登録するものとする。また、登録された事項の情報は開示することができる。
- 2 登録機関は、前項の規定による登録をした場合においては、当該登録申請者に登録証明書（別記様式第2号）を交付するとともに、第3条第3項の規定により提出された確認書について、登録の有効期間において善良なる管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 3 登録機関は、機構の求めにより、前項の確認書を機構へ提出しなければならない。

（適合証明業務の実施）

- 第5条の2 適合証明技術者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。
- 一 実施細則等により適合証明業務を行わなければならないこと。
 - 二 第1条又は第2条に規定する業務可能な範囲を超えて適合証明業務を行ってはならないこと。
 - 三 適合証明業務を適合証明技術者以外の者に実施させてはならないこと。
 - 四 実施細則等に定める場合を除き、現地調査を実施せず適合証明書を発行してはならないこと。
 - 五 適合証明業務の依頼を受けたにもかかわらず、相当な理由なくその業務の引受けを拒否してはならないこと。
 - 六 適合証明業務に関し著しく過大な報酬を受けてはならないこと。
 - 七 他の建築士事務所が受託した適合証明業務の一部又は全部を受託してはならないこと。
 - 八 第16条の規定に基づく適切な個人情報等の保護を図ること。

- 九 第17条の規定に基づく秘密保持義務を図ること。
- 十 適合証明業務に係る現地調査等を行う場合は、前条第2項の登録証明書を携帯しなければならないこと。
- 十一 この規程及び登録有効期間内に改正された規程を遵守すること。
- 2 建築士事務所及び当該建築士事務所の登録開設者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。
 - 一 善良なる管理者の注意をもって当該登録証明書を管理すること。
 - 二 適合証明技術者が行う適合証明業務が実施細則等に則って適正に遂行されるように監督すること。
 - 三 適合証明業務を適合証明技術者以外の者に実施させてはならないこと。
 - 四 適合証明業務の依頼を受けたにもかかわらず、相当な理由なくその業務の引受けを拒否してはならないこと。
 - 五 適合証明業務に関し著しく過大な報酬を受けてはならないこと。
 - 六 受託した適合証明業務の一部又は全部を他の建築士事務所又は他の建築士事務所に所属する適合証明技術者に委託してはならず、また、他の建築士事務所が受託した適合証明業務の一部又は全部を受託してはならないこと。
 - 七 第14条の規定に基づく帳簿の備付け等及び関係書類の保管を図ること。
 - 八 第16条の規定に基づく適切な個人情報等の保護を図ること。
 - 九 第17条の規定に基づく秘密保持義務を図ること。
 - 十 この規程及び登録有効期間内に改正された規程を遵守すること。

(登録の拒否)

- 第6条 登録機関は、登録申請者又は第3条第5号の規定により申請書に記載された建築士が次の各号のいずれかに該当する場合、申請書若しくは確認書の重要な事項に関して虚偽の記載がある場合又は重要な事実の記載が欠けている場合においては、その登録を拒否するものとする。
- 一 第11条第2項各号若しくは第7項に該当して登録を取り消された建築士事務所の登録開設者（登録取消しの原因となった事実があった日以前一年内に当該建築士事務所の登録開設者であった者を含む。）又は第1項各号に該当して登録を取り消された適合証明技術者で、第1項、第2項又は第7項の規定による登録申請を拒否すべき期間を経過しないものであるとき。
 - 二 第11条第2項各号若しくは第5項に該当して業務停止を受けた建築士事務所の登録開設者、第4項に該当して業務の仮停止を受けた建築士事務所の登録開設者、第11条第1項各号若しくは第5項に該当して業務停止を受けた適合証明技術者、又は第4項の規定による業務の仮停止を受けた適合証明技術者であって、その業務停止又は業務の仮停止の期間を経過していないものであるとき。
- 2 登録機関は、第3条第1項第1号の規定により申請書に記載された建築士事務所が次の各号のいずれかに該当する場合、申請書若しくは確認書の重要な事項に関して虚偽の記載がある場合又は重要な事実の記載が欠けている場合においては、その登録を拒否するものとする。
- 一 第11条第2項各号又は第7項に該当して登録を取り消された建築士事務所、第2項又は第7項の規定による登録申請を拒否すべき期間を経過しないものであるとき。
 - 二 第11条第2項各号若しくは第5項に該当して業務停止を受けた建築士事務所又は第4項に該当して業務の仮停止を受けた建築士事務所であって、その業務停止又は業務の仮停止の期間が経過していないものであるとき。
- 3 第3条第1項第5号の規定により申請書に記載された建築士が、講習会を受講していないものであるとき。

(変更の届出)

- 第7条 第5条の規定により登録を受けた建築士事務所等に係る第3条第1項各号に掲げる事項について変更があったときは、登録開設者は、速やかに登録変更届（別記様式第3号）に、第5条第2項の登録証明書、法第23条の3第1項の規定により建築士事務所が登録を受けていることを証明する書類の写し及び登録を受けている適合証明技術者の法第5条第2項の規定による免許証の

写しと当該適合証明技術者の写真を添付して、登録窓口に届け出なければならない。

- 2 第5条の規定により登録を受けた建築士事務所等に係る確認書の記載事項に変更があったときは、登録開設者は、速やかに変更後の確認書を提出しなければならない。この場合、登録機関については、第5条第2項及び第3項を準用する。
- 3 登録機関は、第1項の規定による届出があった場合、登録台帳を訂正するとともに第5条第2項の登録証明書を当該届出した登録開設者に再交付するものとする。
- 4 登録開設者は、第1項の規定による届出を行うときは、別に定める手数料を登録窓口に納入しなければならない。

（建築士法に基づく処分等の届出）

第7条の2 登録開設者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、速やかに登録窓口に届け出なくてはならない。

- 一 第5条の規定による登録を受けた建築士事務所が、法第26条の規定に基づく登録の取消し又は建築士事務所の閉鎖を命じられたとき。
- 二 登録開設者又は登録した当該建築士事務所に所属する適合証明技術者が、法第9条の規定に基づく免許の取消し又は法第10条第1項の規定に基づく懲戒処分を受けたとき。

（廃業等の届出）

第8条 登録開設者は、適合証明技術者の退職等により適合証明業務を継続することができないと判断した場合は、直ちに登録辞退届（別記様式第4号）に第5条第2項の登録証明書を添付して、登録窓口に届け出なければならない。

（登録の抹消）

第9条 登録機関は、次に掲げる事由に該当する場合においては、登録台帳から当該建築士事務所及び適合証明技術者の登録を抹消するものとする。

- 一 前条の規定による届出があったとき。
- 二 登録の有効期間の満了の際、更新の登録の申請がなかったとき。
- 三 第11条第2項の規定により建築士事務所の登録を取り消したとき。
- 2 登録機関は、第11条第1項の規定により適合証明技術者の登録を取り消したときには、登録台帳から当該適合証明技術者の登録を抹消するものとする。
- 3 登録機関は、第1項第1号、第3号又は前項に該当して建築士事務所又は適合証明技術者の登録を抹消した場合は、その旨を当該建築士事務所の登録開設者に通知するものとする。
- 4 登録機関は、第1項第1号、第3号又は第2項に該当して建築士事務所又は適合証明技術者の登録を抹消した場合は、当該建築士事務所の登録開設者及び適合証明技術者に登録証明書（登録開設者にあつては、当該建築士事務所に所属する全ての適合証明技術者のもの。）を返納させるものとする。

（登録証明書の再発行）

第10条 登録開設者は、第5条第2項の登録証明書を汚損し又は失った場合においては、再発行願（別記様式第5号）に法第23条の3第1項の規定により建築士事務所が登録を受けていることを証明する書類の写し及び登録を受けている適合証明技術者の法第5条第2項の免許証の写しと当該適合証明技術者の写真を添付して、登録窓口に提出しなければならない。この場合において、当該登録証明書を汚損したときは当該登録証明書を添付しなければならない。

- 2 登録機関は、前項の再発行願の提出を受けたときは、遅滞なく第5条第2項の登録証明書を再発行するものとする。
- 3 登録開設者は、第1項の再発行願を提出するときは、別に定める手数料を登録窓口に納入しなければならない。

（登録取消し等）

第11条 登録機関は、適合証明技術者が次の各号のいずれかに該当する事実がある場合においては、当該適合証明技術者に対して、登録取消し等を行うことができる。また、適合証明技術者の登録の取消しを行う場合においては、当該適合証明技術者及び建築士事務所の登録開設者としての登録を拒否すべき期間（以下、「再登録拒否期間」という。）を定めることができる。

- 一 適合証明技術者が法第9条の規定に基づく免許の取消し又は法第10条第1項の規定に基づく懲戒処分を受けたとき。
 - 二 適合証明技術者が虚偽又は不正の事実に基づいて第5条の規定による登録を受けたとき。
 - 三 適合証明技術者が第3条第1項の規定による登録の申請（第2条第3項の規定による更新の登録の申請を含む。）の際、第6条の規定により登録を拒否すべき事由に該当していたことが判明したとき。
 - 四 適合証明技術者が第5条の2第1項の規定に違反したとき。
 - 五 適合証明技術者が適合証明業務に関し不誠実な行為を行ったとき。
 - 六 適合証明技術者が機構に損害を与える行為を行ったとき又は機構の業務の遂行を阻害する行為を行ったとき。
 - 七 適合証明技術者が第15条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は調査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。
 - 八 適合証明技術者が第15条第5項の規定に基づく業務改善の指示に従わないとき。
- 2 登録機関は、建築士事務所又は当該建築士事務所の登録開設者が次の各号のいずれかに該当する事実がある場合においては、当該建築士事務所に対して、登録取消し等を行うことができる。なお、建築士事務所の登録の取消しを行う場合においては、建築士事務所に対して再登録拒否期間を定めることができ、また、当該建築士事務所の登録開設者（登録の取消しの原因となった事実があった日以前一年内に当該建築士事務所の登録開設者であった者を含む。以下この項において同じ。）に対して、建築士事務所の登録開設者及び適合証明技術者としての再登録拒否期間を定めることができる。
- 一 建築士事務所が法第26条の規定に基づく登録の取消し又は建築士事務所の閉鎖を命じられたとき。
 - 二 登録開設者が虚偽又は不正の事実に基づいて第5条の規定による登録を受けたとき。
 - 三 建築士事務所又は当該建築士事務所の登録開設者が第3条第1項の規定による登録の申請（第2条第3項の規定による更新の登録の申請を含む。）の際、第6条の規定により登録を拒否すべき事由に該当していたことが判明したとき。
 - 四 建築士事務所又は当該建築士事務所の登録開設者が第5条の2第2項の規定に違反したとき。
 - 五 建築士事務所又は当該建築士事務所の登録開設者が適合証明業務に関し不誠実な行為を行ったとき。
 - 六 建築士事務所又は当該建築士事務所の登録開設者が機構に損害を与える行為を行ったとき又は機構の業務の遂行を阻害する行為を行ったとき。
 - 七 登録開設者が第7条の規定に基づく変更の届出を行っていないとき。
 - 八 登録開設者が第15条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は調査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。
 - 九 建築士事務所又は当該建築士事務所の登録開設者が第15条第5項の規定に基づく業務改善の指示に従わないとき。
 - 十 建築士事務所に所属する適合証明技術者がその属する建築士事務所の業務として行った適合証明業務に関する行為を理由として前項により登録取消し等を受けたとき。
- 3 登録機関が、第1項又は前項の規定により、適合証明技術者又は建築士事務所に対し登録の取消し（再登録拒否期間を定める場合を含む。以下同じ。）又は業務停止を行う場合は、当該事実の軽重を鑑み、別表を参酌し、登録機関が設置した登録制度運営委員会（以下この条において「運営委員会」という。）の議を経なければならない。この場合、登録機関は、運営委員会の議を経て、登録取消し等を受けた者が、一級建築士の場合は国土交通大臣に、二級建築士、木造建築士の場合はその免許をうけた都道府県知事に、建築士事務所の場合は登録をした都道府県知事に報告することができる。
- 4 第1項各号又は第2項各号に規定する事実の一部が判明した場合において、適合証明技術者又は建築士事務所が業務を実施することにより、適合証明業務の依頼者に被害が拡大する恐れがある等、適合証明制度の信頼性の確保及び機構の業務遂行に支障があるとして機構から要請があつ

た場合は、前項の規定に関わらず、登録機関は、当該適合証明技術者又は建築士事務所に対して、業務の仮停止を行わなければならない。この場合、業務の仮停止を行うことができる期間は3月を限度とするが、第1項各号又は第2項各号に規定する事実の確認に時間を要する等、業務の仮停止期間内に処分内容を決定することができない合理的な理由がある場合は、3月を限度に延長できるものとする。

なお、第1項又は第2項の規定により、登録の取消し又は業務停止が決定された場合においては、本項における業務の仮停止期間は、再登録拒否期間又は業務停止の期間に算入する。

- 5 第1項各号又は第2項各号に規定する事実の一部が判明した場合において、適合証明技術者又は建築士事務所が業務を実施することにより、適合証明制度の信頼性の確保及び機構の業務遂行に支障があり、緊急の必要がある場合においては、機構が、適合証明技術者、建築士事務所又は当該建築士事務所の登録開設者に対して、業務停止の指示を行うことができる。なお、本項における機構の指示により業務停止を行った期間は、第1項又は第2項の規定により登録取消し又は業務停止が決定された場合においては、再登録拒否期間又は当該業務停止期間に算入する。
 - 6 登録開設者又は適合証明技術者が第1項又は第2項の規定による業務停止、第4項の規定による業務の仮停止、又は前項の規定による業務停止（以下この条において「業務停止等」という。）の期間内において、登録開設者又は適合証明技術者は、当該業務停止等の期間内においていかなる理由があっても、適合証明業務に関する受託及びそれに係る一切の広告若しくは広報を行ってはならない。
 - 7 建築士事務所、当該建築士事務所の登録開設者又は適合証明技術者が業務停止等をされたにもかかわらず、当該業務停止等又は前項に従わなかったときは、登録機関は、建築士事務所、当該建築士事務所の登録開設者又は適合証明技術者の登録の取消しを行うことができる。この場合、第3項の規定を準用し適用する。
 - 8 第1項、第2項、第4項、第5項又は第7項の規定により、登録の取消し又は業務停止等を受けた登録開設者又は適合証明技術者は、第5条第2項の登録証明書（登録開設者にあつては、当該建築士事務所に所属する全ての適合証明技術者のもの。）を直ちに登録窓口に戻納しなければならない。
 - 9 機構又は登録機関は、第1項、第2項、第5項又は第7項の規定により、登録取消し等をされた建築士事務所の名称、所在地、登録開設者名、適合証明技術者名、登録取消し等の年月日、事由、及び内容を公表することができる。
 - 10 建築士事務所等は、適合証明業務についてその責めに帰すべき事由により機構又は登録機関に損害を与えたときは、機構及び登録機関に対して連帯して異議なくその損害を補償しなければならない。
- なお、適合証明書が交付された住宅が、機構の定めるフラット35の技術基準に適合しないために、当該技術基準に適合することを前提に借入金利を引下げるための費用などに充てるために交付された国費を使用できず、機構が当該国費の返還等を行うことで生じた機構の負担額については、これを機構の損害とみなす。
- 11 機構又は登録機関は、第1項、第2項、第5項又は第7項の規定により登録の取消し又は業務停止を受けた建築士事務所、当該建築士事務所の登録開設者（登録取消しの原因となった事実があった日以前一年内に当該建築士事務所の登録開設者であつた者を含む。）又は適合証明技術者が適合証明業務を再び行う場合、必要に応じて業務指示をすることができる。

（反社会的勢力の排除）

- 第11条の2 登録申請者は、登録申請にあたり、登録申請者、第3条第1項第1号の規定により申請書に記載された建築士事務所（当該建築士事務所の役員、親会社及び子会社並びにこれらの会社の役員を含む。以下この条において同じ。）、当該登録申請者又は第5号の規定により申請書に記載された建築士（以下この条において「登録申請者等」という。）は、暴力団員等（暴力団、暴力団員、暴力団員ではなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等その他これらに準ずる者をいう。以下同じ。）に該当しないこと及び次の各号に掲げる関係がないことを表明し、かつ、将来にわ

たっても暴力団員等に該当せず、当該関係をもたないことを確約するものとする。

- 一 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係
- 二 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係
- 三 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係
- 四 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等の関与をしていると認められる関係
- 五 暴力団員等を従事者とする関係
- 六 その他暴力団員等との社会的に非難されるべき関係

2 登録申請者等は、登録申請者等が、自ら又は第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを確約するものとする。

- 一 暴力的な要求行為
- 二 法的な責任を超えた不当な要求行為
- 三 脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- 四 風説を流布し、偽計又は威力を用いて登録機関若しくは機構の信用を毀損し、又は登録機関若しくは機構の業務を妨害する行為
- 五 その他前各号に準ずる行為

3 登録開設者、建築士事務所又は適合証明技術者（以下この条において「登録開設者等」という。）が、暴力団員等に該当し、暴力団員等との第1項各号のいずれかの関係をもち、若しくは前項各号のいずれかに該当する行為をし、又は第1項の規定に基づく表明及び確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合には、登録機関は、何ら通知を要せず登録を取り消す。

4 登録機関が前項の規定により登録を取り消したことにより登録開設者等に損害が生じても、登録機関は登録開設者等に対し何ら責めを負わないものとする。

5 登録開設者等は、第3項の規定により登録機関が登録を取り消した場合、機構又は登録機関が受けた損害の一切について賠償の責めを負うものとする。

6 登録開設者等は、適合証明業務に関し、登録開設者等が暴力団員等から第2項各号のいずれかに該当する行為を受け、又は受けるおそれがあるときは、登録機関に直ちに報告するものとする。

（登録料の不返還）

第12条 登録機関は、納入された登録料を、第6条の規定により登録を拒否する場合を除き、返還しない。

第13条（削除）

（帳簿の備付け等及び関係書類の保管）

第14条 登録開設者は、適合証明業務に関し、帳簿を備え、これに基づき、適切かつ確実に当該帳簿及び関係書類（実施細則等に定める保存書類をいう。以下同じ。）を保管しなければならない。

2 登録開設者は、前項の帳簿を各事業年度の末日をもって閉鎖するものとし、閉鎖後5年間当該帳簿及び当該関係書類を施錠可能なロッカー等の防火上、防湿上及び防犯上有効な場所に、漏えいの恐れのない方法により保管しなければならない。

3 登録開設者は、前項により保管している帳簿又は関係書類を処分する場合は、シュレッダー、焼却等の復元又は判別が不可能な方法により、適切に廃棄しなければならない。

（登録機関等の調査等）

第15条 登録機関は、適合証明業務について適切な運営及び個人情報等の適切な取扱いが行われていることを確認するため、必要があると認めるとき又は機構の請求があるときは、登録開設者若しくは適合証明技術者に対し、必要な報告を求め、又は機構若しくは登録機関が指名する調査員（以下この条において「指名調査員」という。）をしてその建築士事務所に立ち入り、前条第1項の帳簿、書類等を調査させることができる。また、登録機関は、当該調査において取得した帳簿、書類等を機構に提出することができる。

2 指名調査員は、前項の規定により調査をする場合においては、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

- 3 指名調査員は、調査の実施に当たっては、あらかじめ登録開設者又は適合証明技術者に当該調査を実施する日（時）を連絡するものとする。
- 4 機構は、適合証明業務について適切な運営及び個人情報等の適切な取扱いが行われていることを緊急に確認する必要があると認めるときは、登録開設者若しくは適合証明技術者に対し、必要な報告を求め、又はその建築士事務所に立ち入り、前条第1項の帳簿、書類等を調査することができる。また、機構は、当該調査において取得した帳簿、書類等を登録機関に提出することができる。
- 5 機構又は登録機関は、登録開設者又は適合証明技術者の業務処理が不適切であると認めたときには業務改善を指示することができる。
- 6 第11条第1項、第2項又は第7項の規定に基づき登録取消しを受けた建築士事務所、建築士事務所の登録開設者又は適合証明技術者が適合証明業務を行った物件について機構が調査を行う場合は、当該建築士事務所等は、当該調査に協力しなければならない。
- 7 第1項、第4項又は第6項の規定による調査において、機構の定める基準に不適合であることが判明した場合、客観的な事情に基づき不適正な適合証明業務が行われた疑いが生じた場合、帳簿の記載や書類の保管が実施細則等どおりに行われていないことが判明した場合など、適合証明技術者が行った適合証明業務について疑義があると機構が判断したときは、機構は、適合証明技術者が交付した適合証明書の内容等が適正であることの事実確認を行うことができる。なお、重大な不適正業務が判明した建築士事務所等は、機構が当該事実確認のために要した費用について、その全額を連帯して負担しなければならない。

（登録情報等の公開）

第15条の2 機構又は登録機関は、適合証明業務の実施にあたり建築士事務所等が登録機関に対して提供した登録情報（その後の変更を含む。）及び適合証明業務実績等の情報を、ホームページ等で公開することができる。

（個人情報の保護等に関する義務）

- 第16条 登録開設者は、個人情報等管理責任者として次の各項に掲げる事項を厳守するとともに、建築士事務所等の建築士事務所の役員、職員その他登録業務に従事している者（退職等をした者を含む。以下「従事者等」という。）に対して周知徹底を図る義務を負うものとする。ただし、他に個人情報に関する管理責任者がいる場合で、当該管理責任者を登録機関に通知した場合は、当該管理責任者を個人情報等管理責任者としてすることができる。
- 2 登録開設者及び従事者等は、個人情報保護法その他個人情報保護に関する諸規定に従い、適合証明業務に関して知り得た個人情報は、適合証明業務以外の目的のために複製、利用等をしてはならない。
 - 3 登録開設者は、保有した個人情報の漏えいや保管書類の紛失等の個人情報保護の観点に基づく問題が発生した場合は、速やかに登録機関に報告するとともに、当該問題に対して適切な措置を講じなければならない。
 - 4 前2項の規定は、適合証明業務を廃止若しくは停止した登録開設者又は従事者等についても適用される。
 - 5 登録開設者又は適合証明技術者は、不注意、事故、不正等によって正確な事務処理を行わないことにより被るリスクを認識したときは、登録機関に報告しなければならない。

（秘密保持義務）

- 第17条 登録開設者及び従事者等は、適合証明業務に関して知り得た適合証明業務の依頼者及び対象となる物件等に係る秘密を、第三者に漏らさない義務及び適合証明業務以外の目的のために複製、利用しない義務を負うこと。
- 2 前項の規定は、適合証明業務を廃止若しくは停止した登録開設者及び従事者等についても適用される。

（適合証明業務システム）

第18条 機構及び登録機関は、適合証明技術者が行った適合証明業務に関する情報、その他建築士事務所等に関する情報を適合証明業務システムにより確認することができる。

(規程の改正)

第19条 登録機関は、規程が改正されたときは、登録開設者及び適合証明技術者へ通知するものとする。

雑 則

(沖縄振興開発金融公庫の取扱い)

第20条 沖縄振興開発金融公庫が行う貸付け業務については、この規程中機構に関する規定を準用する。この場合において、「リ・ユース住宅購入資金貸付け」とあるのは「中古住宅の購入資金貸付け」と読み替える。

附 則

この規程は、平成26年10月1日から施行する。

独立行政法人住宅金融支援機構が行う証券化支援事業を活用した民間金融機関の住宅ローン（既存住宅）並びにリ・ユース住宅購入資金貸付け及びリフォームローンに係る建築士事務所及び建築士の登録に関する規程（以下「登録規程」という。）第2条第2項、第3条第2項、第7条第4項、第10条第3項において別に定めることとされている登録有効期間及び登録料等は次のとおりとする。

1. 登録有効期間（登録規程第2条第2項）
平成26年10月1日から平成28年9月30日までの間
2. 登録料（登録規程第3条第2項）
11,000円に消費税及び地方消費税を加えた額とする。
3. 変更手数料（登録規程第7条第4項）
500円に消費税及び地方消費税を加えた額とする。
4. 登録証明書の再発行手数料（登録規程第10条第3項）
500円に消費税及び地方消費税を加えた額とする。

別表 登録取消し等の方針

(第11条第3項関係)

処分内容	適用の考え方
文書戒告	・比較的軽微な事実（故意・重大な過失がなく、短期間で是正対応が可能な事実又は是正済みの事実であり、損害等が生じていない場合に限る。）に対する措置 ・士法上の処分があった場合にはその内容を判断して適用する措置
業務停止1年以内	・軽微とは言えない事実（故意・重大な過失がない場合又は損害の程度が極めて軽微である場合に限る。）に対する措置 ・士法上の処分があった場合にはその内容を判断して適用する措置
登録取消しの上で再登録拒否5年以内	・重大な事実（故意・重大な過失、損害の程度から判断）に対する措置 ・士法上の処分があった場合にはその内容を判断して適用する措置
登録取消しの上で永年の再登録拒否	・極めて重大な事実（故意・重大な過失、損害の程度から判断）に対する措置

※過去に登録取消し等の履歴のある者に対する処分内容については、過去の登録取消し等の内容を勘案し、今回相当とされる処分内容より重くすることができる。

(登録機関用) 申請登録の新規登録者か否か 申請する建築士事務所が事務所協会の会員である場合は○印で記入して下さい。

登録 新規 会員 申請登録住所登録番号

別添様式第1号

登録有効期間

平成 26 年 10 月 1 日～平成 28 年 9 月 30 日

適合証明技術者登録申請書

一般社団法人 日本建築士事務所協会連合会会長 殿

公益社団法人 日本建築士会連合会会長

「独立行政法人住宅金融支援機構が行う証券化支援事業を活用した民間金融機関の住宅ローン（既存住宅）並びにリ・ユース住宅購入資金貸付及びリフォームローンに係る建築士事務所及び建築士の登録に関する規程」を確認のうえ遵守することを誓約し、登録を申請します。この申請書の記載事項は事実と相違ありません。

平成 年 月 日

登録申請者 （建築士を含む、法人の場合は法人名及び代表者名を記入） 印

本申請書に誤謬を記入しないよう注意し、登録業務に必要となる印以外に使用いたしません。

建築士事務所登録予定者	ふりがな				
	名 称				
	ふりがな				
	所 在 地		平		
	Eメールアドレス				
	電 話	— —	F A X		
	法人の場合 氏 名	名 称	ふりがな	基本書類提出印	
	代表者の氏名及び役名	ふりがな			
	個人の場合 氏 名	ふりがな			
	建築士法第3条の3による登録年月日及び登録番号		平成 年 月 日		登録番号
（通称等がある）					
種別（所管機関等と併記可）（1級・2級・木造）建築士事務所					
上記建築士事務所登録所所属する建築士	ふりがな				
	氏 名				
	建築士資格種別	1級	建築士登録年月日		
	2級	昭和 年 月 日			
	木造	平成 年 月 日			
1級		建築士登録番号		登録予定建築士の3枚の写真的うち2枚、2枚目の申請書及び、3枚目の証明書に貼付して下さい。他1枚の写真的は、受審書に貼付して下さい。	
2級		建築士登録番号			
木造		建築士登録番号			
1戸建て等の住宅に限り業務を行うことができる		建築士登録年月日			

※1. 登録建築士事務所又は建築士事務所所長に所属する1級建築士は建築士資格種別にかかわらず、それぞれ2級建築士又は木造建築士の資格種別における職務を行うことができます。

※2. 木造建築士事務所所長に所属する2級建築士は建築士資格種別にかかわらず、木造建築士の資格種別における業務に限り行うことができます。

（留意点）1. 申請書に記入しない登録者、登録者となる者、2次登録者等は、除外。

2. 申請にあたっては、建築士法第32条の3に基づく（建築士事務所所長を担任する者の署名）の他、登録予定建築士の免許証の写し及び登録予定建築士の写真（他3枚）「登録証明書」又は「適合証明技術者業務証明書」受審書に交付いたします。

別記様式第2号	
更新	新規
* 適合証明技術者登録番号 2 6	
登録有効期間	平成 26 年 10 月 1 日～平成 28 年 9 月 30 日

適合証明技術者登録証明書

一般社団法人 日本建築士事務所協会連合会会長

公益社団法人 日本建築士会連合会会長

下記のとおり、独立行政法人住宅金融支援機構が行う証券化支援事業を活用した民間金融機関の住宅ローン（既存住宅）並びに・ユース住宅購入資金貸付け及びリフォームローンに係る建築士事務所及び建築士の登録を受けていることを証明します。

平成 26 年 10 月 1 日

記

建築士事務所 登録番号 平定	ふりがな					
	名 称					
	ふりがな					
	所 在 地	平 一				
	Eメールアドレス					
	電 話	—		FAX		
	名 称			登録技術者 の 印 を 出 し て 下 さ い		
	法人の場合 代表者の氏名及び役名	ふりがな				
	個人の場合 氏 名	ふりがな				
	建築士法第23条の3による登録年月日及び登録番号	平成 年 月 日 登録番号 号				
	種別（印を欄外に印で明記）	（1級・2級・木造）建築士事務所				
適合証明技術者	ふりがな					
	氏 名					
	建築士資格種別	1級	登録がない場合は無効			
	2級	昭和 年 月 日 平成 年 月 日				
	木造					建築士登録番号
すべての住宅についての業務を行うことができる*	登録予定建築士の写真を貼付して下さい (2cm×2.5cm) カラー					
マンションに係る適合証明業務に限って、建築士法第23条の2及び第3条の3に定める範囲の住宅に限り業務を行うことができる**						
一戸建て等の住宅に限り業務を行うことができる						

* 1. 登録建築士事務所又は本登録建築士事務所に所属する1級建築士は建築士資格種別欄にかかわらず、それぞれ2級建築士又は本登録建築士の資格種別欄に「業務」の記入を行うことができます。

* 2. 本登録建築士事務所に所属する2級建築士は建築士資格種別欄にかかわらず、本登録建築士の資格種別欄における業務に限り行うことができます。

（留意） 2. 適合証明業務を行う際には、本人であることを証明できるよう本証明書を携帯して下さい。

印内は登録の請附には押印しないで下さい。

本証明書の写しを廃棄する際、本証明書の写しを捺印した印内を印刷し下して下さい。

[illegible]

(登録機関用)

別記様式第4号

適合証明技術者 登録辞退届

一般社団法人 日本建築士事務所協会連合会会長
公益社団法人 日本建築士会連合会会長 殿

適合証明技術者の登録を辞退したいので登録証明書を添えてお届
けします。

平成 年 月 日

適合証明技術者登録番号

届出者

(印刷用設置者(法人・法人の組合(以下略))又は(代表者(氏名))

建築士事務所名称

平 一

所在地

(市外局番)

(市外局番)

電話番号

— —

FAX番号

— —

適合証明技術者氏名

事由

登録開設者届出印

建築士届出印

(登録機関用)

別記様式第5号

適合証明技術者
登録証明書の再発行願

一般社団法人 日本建築士事務所協会連合会会長 殿
公益社団法人 日本建築士会連合会会長

下記事由により適合証明技術者登録証明書の再発行を受けたくお願い申し上げます。

平成 年 月 日

適合証明技術者登録番号

登録開設者届出印

届出者
(登録開設者の氏名・法人の場合は名称および代表者氏名)

建築士事務所名称

所在地
(市外局番) (市外局番)

電話番号 (市外局番) FAX番号

建築士法第23条の3による登録年月日及び登録番号

登録番号

適合証明技術者氏名

再発行を受ける事由

記

【注意 1】再発行願提出にあたっては建築士法第23条の3に基づく建築士事務所の登録を証する書類の写し、適合証明技術者の建築士免許証の写し及び適合証明技術者の写真1枚（縦3.0cm、横2.4cm、最近3ヶ月以内に撮影のもの、カラー）を添付して下さい。

【注意 2】当該登録証明書を汚損したときは、その登録証明書を添付して下さい。また、紛失して再発行した後に、当該登録証明書を発見できた場合は速やかにご返却下さい。

(住宅金融支援機構提出用)

適合証明業務に関する確認書

(記入日) 平成 年 月 日

独立行政法人 住宅金融支援機構 殿

* 印欄は記入しないで下さい。

* 適合証明技術者登録番号

2

6

建築士事務所	名 称		
	所 在 地		
	事務所登録年月日	平成 年 月 日	
	事務所登録番号	都道府県名 ()	知事登録 号
登録開設者 (建築士法上の建築士事務所の開設者と一致させて下さい。)	法人の場合	名 称 代表者の氏名及び役 位	代表者印(印)
	個人の場合	氏 名	印
適合証明技術者	【自署】 適合証明技術者氏名		
建築士登録年月日	□昭和 □平成	年 月 日	
建築士登録番号	号		

※ 登録開設者が法人の場合は登録開設者印は、法務局届出の代表者印（九印）を押印して下さい。

建築士事務所、当該建築士事務所の登録開設者及び適合証明技術者（以下三者併せて「建築士事務所等」という。）は、適合証明技術者登録証明書の交付を受けるに当たり、この確認書を提出することにより、独立行政法人住宅金融支援機構（以下「機構」という。）との間で機構が行う証券化支援事業を活用した民間金融機関の住宅ローン（既存住宅）並びに機構が行う・ユース住宅購入資金貸付け及びリフォームローンに係る適合証明業務（以下「適合証明業務」という。）の実施に關して、以下の事項について機構に対して直接の責任を負うことを確認し、これを遵守いたします。なお、当該建築士事務所の登録開設者に変更があった場合は、変更のあった日から変更後の登録開設者が責任を負うことを確認します。

1 適合証明技術者は、機構が別に定める適合証明業務実施細則（適合証明技術者実務手引をいう。）及び機構から指示があった場合の当該指示（以下「実施細則等」という。）に則り、適合証明業務を行わなければならないこと。

2 建築士事務所及び当該建築士事務所の登録開設者は、適合証明技術者が行う適合証明業務について実施細則等に則り適正に遂行されるよう監督しなければならないこと。

3 建築士事務所等（監業、退職等をした者を含む。）は、適合証明業務に関して知り得た適合証明業務の依頼者及び対象となる物件等に係る秘密を、第三者に漏らしてはならないこと及び適合証明業務以外の目的のために複製、利用してはならないこと。

4 建築士事務所等は、適合証明業務についてその責めに帰すべき事由により機構に損害を与えたときには、機構に対して連帯して異議なくその損害を補償しなければならないこと。
なお、適合証明書が交付された住宅が、機構の定めるフラット35の技術基準に適合しないために、当該技術基準に適合することを前提に借入金利を引下げたための費用などに充てるために交付された国債を使用せず、機構が当該国債の返還等を行うことで生じた機構の負担額については、これを機構の損害とみなす。

5 登録規程^{第11条}第1項各号又は第2項各号に規定する事実の一部が判明した場合において、機構が適合証明技術者、建築士事務所の方又は双方に対して登録規程^{第11条}第5項に規定する業務停止の指示を行った場合、指示を受けた者はその指示に従うとともに、直ちに登録規程^{第5条}第2項の登録証明書を登録窓口へ返納しなければならないこと。

6 機構は、登録規程^{第11条}第1項、第2項、第5項又は第7項の規定に基づき登録の取消し（登録拒否すべき期間を定める場合を含む。以下同じ。）、業務停止又は文書による戒告となった建築士事務所の名称、所在地、登録開設者名、適合証明技術者名、登録取消し等の年月日、登録取消し等の事由、登録取消し等の内容を公表することができること。

7 機構は、適合証明業務について適切な運営及び個人情報等の適切な取扱いが行われていることを緊急に確認する必要がある認めるときは、登録開設者若しくは適合証明技術者に対し、必要な報告を求め、又はその建築士事務所内に立ち入り、帳簿、書類等を調査することができること。また、機構は、当該調査において取得した帳簿、書類等を登録機関に提出することができること。

8 登録の取消しとなった建築士事務所等は、当該登録の取消しとなった建築士事務所又は適合証明技術者が適合証明業務を行った物件について機構が調査を行う場合は、当該調査に協力しなければならないこと。

9 登録規程^{第15条}第1項、第4項又は第6項の規定による調査において、機構の定める基準に不適合であることが判明した場合、客観的な事実に基づき不適正な適合証明業務が行われた疑いが生じた場合、機構の記録や書類の保管が実施細則等と一致していないことが判明した場合など、適合証明技術者が行った適合証明業務について疑義があると機構が判断したときは、機構は、適当な不適正業務が交付した適合証明書の内容等が適正であることの事実確認を行うことができること。なお、重大な不適正業務が判明した建築士事務所等は、機構が当該事実確認のために要した費用について、その全額を連帯して負担しなければならないこと。

10 機構は、登録規程^{第11条}第1項、第2項、第5項又は第7項の規定により登録の取消し又は業務停止を受けた建築士事務所、当該建築士事務所の登録開設者（登録取消しの原因となった事実があった日以前一年以内に当該建築士事務所の登録開設者であった者を含む。）又は適合証明技術者が適合証明業務を再び行う場合、必要に応じて業務指示をすることができること。

11 建築士事務所（当該建築士事務所の役員、親会社及び子会社並びにこれらの会社の役員を含む。）、当該建築士事務所の登録開設者又は適合証明技術者（以下「登録開設者等」という。）は、登録申請時において、暴力団員等（暴力団、暴力団員、暴力団員とはなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等組織若しくは暴力団関係企業等その他これらに準ずる者を含む。以下同じ。）に該当しないこと及び次のいからへまでに掲げる関係がないことを表明し、かつ、将来にわたっても暴力団員等に該当せず、当該関係をまたないことを確約すること。
イ 暴力団員等が経営に支配していると認められる関係
ロ 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係
ハ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係
ニ 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等の関与をしていると認められる関係
ホ 暴力団員等を従事者とする関係
ヘ その他暴力団員等との社会的に非難されるべき関係

二 登録開設者等が、自ら又は第三者を利用して次のいからへまでに該当する行為を行わないことを確約すること。
イ 暴力的な要求行為
ロ 法的な責任を超えた不当な要求行為
ハ 脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
ニ 風説を流布し、偽計又は威力を用いて機構の信用を毀損し、又は機構の業務を妨害する行為
ホ いからへまでに掲げる行為に準ずるもの

三 登録開設者等が暴力団員等に該当し、暴力団員等との第一号のいからへまでのいづれかの関係をもち、若しくは前号のいからへまでのいづれかに該当する行為をし、又は第一号の規定に基づく表明及び確約に關して虚偽の申告をしたことが判明した場合に、登録機関^{第2項}が登録を取り消したことに伴い登録開設者等に損害が生じても、機構は登録開設者等に対し何ら責めを負わないこと。

四 登録開設者等は、前号の規定により登録機関^{第2項}が登録を取り消した場合、機構が受けた損害の一切について賠償の責めを負うこと。

12 建築士事務所等は、登録規程^{第11条}及び登録有効期間内に改正された登録規程^{第11条}上の義務を負う^{第3条}こと。

13 機構は、適合証明業務の実施にあたり建築士事務所等が登録機関に対して提供した登録情報（その後の変更を含む。）及び適合証明業務実績等の情報を、ホームページ等で公開することができること。

14 機構は、適合証明技術者が行った適合証明業務に関する情報、その他建築士事務所等に関する情報を適合証明業務システムにより確認することができること。

※1 登録機関が定める「独立行政法人住宅金融支援機構が行う証券化支援事業を活用した民間金融機関の住宅ローン（既存住宅）並びにリフォーム・ユース住宅購入資金貸付け及びリフォームローンに係る建築士事務所及び建築士の登録に関する規程」をいいます。

※2 一般社団法人日本建築士事務所協会連合会及び公益社団法人日本建築士会連合会をいいます。

※3 登録規程第1条の3（建築士及び建築士事務所等の職務）の規定に基づき、登録規程に定められた適合証明業務が適正に遂行されることについて、建築士事務所等は登録機関に対しても直接的な義務を負います（登録機関と建築士事務所等においてのみ規律されるべきものを除きます）。登録規程第1条第1項各号又は第2項各号に規定する事実の一部が判明した場合には、第11条第5項に基づき、建築士事務所等は機構から業務停止の指示を受ける場合がありますのでご注意ください。